

令和元年5月15日

相模原市発表資料

相模原市議会議員選挙中央区選挙区の当選の効力に関する異議の申出への対応について

平成31年4月7日執行の相模原市議会議員選挙中央区選挙区の当選の効力について、同選挙の候補者松浦千鶴子(以下「申出人」という。)から同年4月18日に受理した異議の申出に対して、市選挙管理委員会は棄却する決定を行い、本日、申出人に交付しました。

1 市議会議員選挙中央区選挙区の状況

定数17人のところ25人が立候補し、選挙が執行されました。その結果、申出人と最下位当選人の得票数が3,158票の同数であったことから、くじにより順位を決定しました。

2 対応等の経過

市選挙管理委員会は、本件の審理にあたり、下記のとおり3回にわたり委員会を開催し、議論を重ねてきました。

中央区選挙管理委員会から報告書の提出及び説明を受けるとともに、開票事務に従事した職員からも聞き取りを行い、申出人が同人の有効投票であると主張する「まつうらちかこ」又は「まつうらちか子」と記載された投票(以下「本件係争票」という。)は存在し、無効投票として処理したことを確認しました。

その後、申出人の示す論拠や無効投票とした根拠などについて慎重に議論し、結論を導き出しました。

(経過)

- ・平成31年4月18日 異議申出書の受理
- ・平成31年4月25日 審理
- ・令和元年5月9日 審理
- ・令和元年5月13日 審理
- ・令和元年5月15日 決定書の交付

3 決定の理由

決定の理由の要旨は、次のとおりです。

- (1) 申出人は、本件係争票の氏「まつうら」と申出人の氏の通称である「まつうら」が一致することを理由に、申出人の有効投票である旨主張するが、本件係争票の名「ちかこ(子)」は松永千賀子候補(以下「松永候補」という。)の名と一致し、また、通称の名「ちか子」とも一致又は類似していることから、選挙人が申出人に投票する意思を有していたことが明白であるとは認められない。
- (2) 申出人は、複数のインターネットサイトを示して「千鶴子」を「ちかこ」と呼称する例が世上一般的にみられるとしているが、これらをもって「千鶴子」を「ちかこ」と呼

称する例が世上一般的にみられるとはいえず、選挙人が「千鶴子」を「ちかこ」と誤って記憶して投票したとの主張は認められない。

(3) 申出人は、名より氏や姓をもって識別する慣行が一般的であるとして、氏である「まつうら」の同一性を重視すべきであると主張するが、氏による識別の優先性は複数の判例において否定されており、申出人の主張は認められない。

(4) 判例を踏まえると、仮名による投票は、思い浮かべた音をそのまま文字にするものであるといえるから、選挙人が意識の中で「ちづこ」と思い浮かべながら「ちかこ」又は「ちか子」と記載したとは考え難い。

したがって、本件係争票は、氏は申出人の氏が記載され、名は松永候補の名が記載されたものであり、選挙人が申出人に投票する意思を有していたことが明白であるとは認められず、申出人と松永候補のいずれの候補者に投票する意思をもって記載した投票なのか全く判断し難いというべきである。

4 決定後の手続き

(1) 決定に不服のある者は、明日(5月16日)から21日以内に、文書で神奈川県選挙管理委員会に審査を申し立てることができます(公職選挙法第206条第2項)。

(2) 審査申立期限までに神奈川県選挙管理委員会に審査の申し立てがされない場合は、市選挙管理委員会の決定が確定します。

5 その他

申出人は、本件申出書において、本件選挙に係る投票の開披点検を求めているものではありませんが、当委員会は、開披点検の必要性についても慎重に審理し、本件係争票は無効投票であり申出人の得票数に変動が生じないこと、また、本件選挙における選挙会及び開票事務は慎重かつ厳正に行われ、全票の再点検・再計数により有効投票・無効投票の票数に誤りが無いことを再確認したことから、選挙会の決定には何ら瑕疵はなく開披点検の必要はないと判断しました。

問合せ先

相模原市選挙管理委員会事務局

直通電話 042-769-8290

関山、鈴木